

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への 補足給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

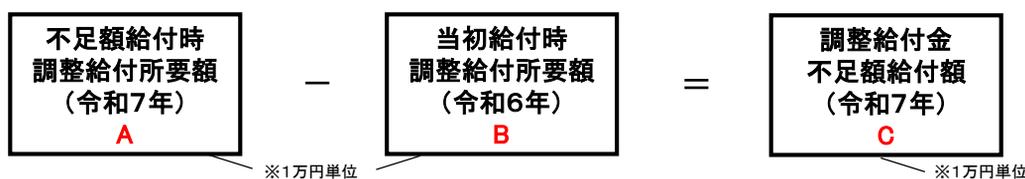
II 個別に書類の提示（申請）により、**給付要件を確認して給付する必要がある方**（=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

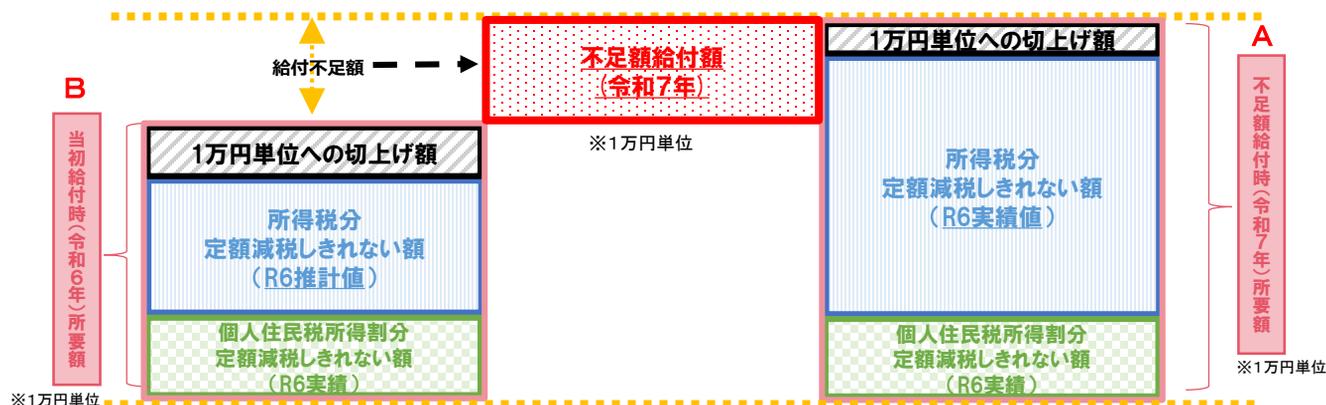
（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き（要申請）

同封の「定額減税補足給付金【令和7年度 不足額給付】支給要件確認書」（A3サイズ 二つ折り）をミシン目で切り離し、用紙の右側部分を郵送にて申請してください。

申請期限

令和7年10月31日（金） ※当日消印有効

申請にあたっての留意事項

ア 「1」調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

- 記載されている内容を確認してください。
※数値に重大な相違がある場合は、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる書類の写しを添付してください。

イ 「2」支給口座について ※ 記入必須

- 振込を希望する項目に☑のうえ、金融機関名等を記入してください。

ウ 「3」代理確認・受給を行う場合 ※ 必要に応じて記入

- 代理人の氏名等を記入のうえ、委任方法を選択し、本人の署名をしてください。

エ 申請者氏名、確認日、連絡先電話番号 ※ 確認書裏面 記入必須

- 連絡先は日中つながる電話番号を記入してください。

オ 必要な添付書類について ※ 確認書裏面

- 申請者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)の写し
※ 全員、添付が必須となります。
- 振込口座の通帳等の写し
※ マイナンバーに紐づいた公金受取口座、もしくは市において税の引落としや児童手当の振込等に使用されている口座を希望する場合は、通帳等の写しは不要です。
- 代理人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)の写し(必要に応じて)



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

○安中市役所 受付時間 平日8:30~17:15

(本庁)福祉課社会福祉係 ☎027-382-1111(内線1152・1153)

(支所)住民福祉課福祉こども係 ☎027-382-1111(内線2154・2155)